

(様式第2号)

平成23年度第8回 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会 会議要旨

日 時	平成23年11月14日 (月) 9:30 ~ 12:00
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	会 長 芝池 義一 委 員 武田 雄三 委 員 伊藤 明子 委 員 岩本 洋子 委 員 大月 一弘 欠席委員 大久保 規子 事 務 局 田中課長, 吉田主査, 小栗主事, 池澤主事補
事 務 局	文書行政課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> 異議申立ての案件については, 個人情報を扱うため。
傍聴者数	—

1 第8回審査会の開催

- (1) 平成22年1月27日付け芦都セ第2567号公文書非公開決定処分に係る異議申立て(平成22年3月24日付け)について
- (2) 平成22年1月27日付け芦市保第3985号公文書非公開決定処分に係る異議申立て(平成22年3月24日付け)について
- (3) 平成22年1月27日付け芦総財第630号公文書非公開決定処分に係る異議申立て(平成22年3月24日付け)について
- (4) 平成22年1月27日付け芦保こ第3867号公文書非公開決定処分に係る異議申立て(平成22年3月24日付け)について
- (5) 平成22年12月24日付け芦教美第537号公文書部分公開決定処分に係る異議申立て(平成23年2月3日付け)について
- (6) 平成23年6月20日付け芦選管第392号公文書部分公開決定処分に係る異議申立て(平成23年7月13日付け)について
- (7) 平成23年9月13日付け芦水業第B-21号公文書部分公開決定処分に係る異議申

立て（平成23年10月27日付け）について

2 提出資料

なし

3 審議経過

開会

- (1) 平成22年1月27日付け芦都セ第2567号公文書非公開決定処分に係る異議申立て（平成22年3月24日付け）について
 - ア 非公開決定の妥当性について審議を行った。
 - イ 芦屋市長が公文書部分公開決定としたことは妥当ではなく、一部公開すべきであるとの答申（答申第2号）を決定した。
- (2) 平成22年1月27日付け芦市保第3985号公文書非公開決定処分に係る異議申立て（平成22年3月24日付け）について
 - ア 非公開決定の妥当性について審議を行った。
 - イ 芦屋市長が公文書部分公開決定としたことは妥当ではなく、一部公開すべきであるとの答申（答申第3号）を決定した。
- (3) 平成22年1月27日付け芦総財第630号公文書非公開決定処分に係る異議申立て（平成22年3月24日付け）について
 - ア 非公開決定の妥当性について審議を行った。
 - イ 芦屋市長が公文書部分公開決定としたことは妥当ではなく、一部公開すべきであるとの答申（答申第4号）を決定した。
- (4) 平成22年1月27日付け芦保こ第3867号公文書非公開決定処分に係る異議申立て（平成22年3月24日付け）について
 - ア 非公開決定の妥当性について審議を行った。
 - イ 芦屋市長が公文書部分公開決定としたことは妥当ではなく、一部公開すべきであるとの答申（答申第5号）を決定した。
- (5) 平成22年12月24日付け芦教美第537号公文書部分公開決定処分に係る異議申

立て（平成23年2月3日付け）について

ア 次回審査会の審議とした。

(6) 平成23年6月20日付け芦選管第392号公文書部分公開決定処分に係る異議申立て（平成23年7月13日付け）について

ア 非公開決定の妥当性について審議を行った。

イ 継続審議とした。

(7) 平成23年9月13日付け芦水業第B-21号公文書部分公開決定処分に係る異議申立て（平成23年10月27日付け）について

ア 次回審議とした。

閉会